

「精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議」(要旨) 第63回日弁連人権擁護大会

精神障害のある人に対する人権侵害は、特別な法制度がもたらしている。精神障害のある人だけを対象とした強制入院制度、期限のない施設隔離によって、その人の人生と尊厳を制約。この法制度が差別偏見を規範化し、地域から隔離排除すべきとの誤った社会認識を構造化した。日弁連は、強制入院制度を廃止して、これまでの人権侵害による被害回復を図り、国及び地方自治体に対して多様な施策を実施するようもめるとして、下記のとおり改革の基軸を提起した。(項目のみ列記)

- 1 精神障害のある人に対する医療法・医療制度の抜本的改革
- 2 精神障害のある人の入院に伴う尊厳確保のための手続的保障
- 3 精神障害のある人の地域生活の実現
- 4 精神障害のある人の尊厳の回復及び精神障害のある人に対する差別偏見のない社会の実現
- 5 障害者権利条約の求める、人権の促進及び擁護のための国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)にのっとった国内人権機関の創設及び個人通報制度の導入

日弁連は、精神科病院に入院する人が、いつでも迅速に利用できる弁護士選任制度をすべての弁護士会に創設し、権利擁護のために他の専門職種と連携して必要な態勢を図ることに全力を尽くす決意である。以上のとおり決議する。

2021年10月15日、日本弁護士連合会

◎編集後記◎

新しい場所に移動して約二カ月が過ぎようとしている。
仕事内容も大きく変わり、新たに覚えなれない事がある。一日の終わりに思うことは「今日も一日あつと言う間に終わった、まるでジェットコースターに乗っているみたいだ」☆(お)

編集：公益社団法人

沖縄県精神保健福祉会連合会

会長 山田 圭吾

〒901-1104

沖縄県島尻郡南風原町字宮平 206-1

てるしのワークセンター内

電話 098-889-4011 FAX098-888-5655

E-mail terushino@castle.ocn.ne.jp

発行：九州障害者定期刊行物協会

〒812-0044 福岡市博多区千代 4-29-24

三原第3ビル3F

電話 092-753-9722 FAX092-753-9723

定 価：10円(会費に含まれる)